## 夏の交通安全運動 7月11日(月)～20日(水)

安心安全課 防犯交通係（内線361）

夏本番を迎え、海や山のレジャーシーズンの本格的な到来となります。

この時期は、暑さやレジャーの疲れから注意力が散漫となった運転者と、外出の機会が増える子どもや、暑さで体力の低下が心配される高齢者の交通事故の危険が高まります。

また、夏特有の開放感から、スピードの出し過ぎや飲酒運転による重大事故の多発も心配されます。

そこで、次のような重点項目をかかげ、夏の交通安全運動を展開し、交通事故の防止を図ります。

・子どもと高齢者を交通事故から守ろう。
・すべての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しよう。
・飲酒運転を根絶しよう。

## ライトダウンキャンペーンにご協力を

環境課 環境保全係（内線216）

環境省では、温暖化防止のため、ライトアップ施設や家庭の電気を消していただくよう呼び掛ける「$CO_2$削減／ライトダウンキャンペーン」を行っており、7月7日(木)（七夕・クールアースデー）に午後8時～10時までの2時間程度、施設や事業所、家庭などで一斉に電気を消す「七夕ライトダウン」を呼びかけています。

ライトアップに慣れた日常生活の中、いかに照明を使用しているかを実感し、地球温暖化について考えていただくことを目的としています。

今年は、特に節電が求められる6月22日～8月末日を対象に、「昼も夜もライトダウン2011」（この夏の電力消費抑制に寄与するため、昼夜それぞれ任意2時間以上の消灯）を呼びかけています。

＊クールアースデー：地球環境の大切さを国民全体で再確認し、年に一度、低炭素社会への歩みを実感するとともに、家庭や職場における取組みを推進するための日として、平成20年度に創設されました。

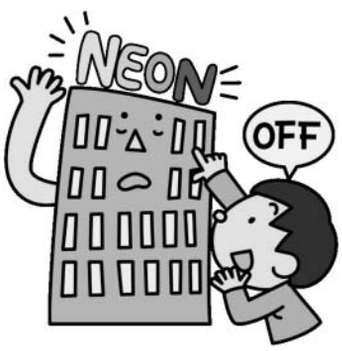


## 第55回 史跡八橋かきつばたを写す会 入賞者決定

県の花、市の花である「かきつばた」を広く紹介し、観光宣伝に使用することを目的に開催された「史跡八橋かきつばたを写す会」の入賞者が決定しました。

今年度は381点の応募作品の中から厳選なる審査の結果、「推薦」の岡田泰之さんを始め、次の皆さんが入賞されました。

なお、入賞作品は6月28日(火)～7月10日(日)まで、中央公民館1階ホールで展示しますのでぜひご覧ください。

▶問合せ　観光協会事務局（経済課内　内線211・212）

推薦「かきつばた咲く庭園」
岡田泰之さん撮影

□入賞者一覧　（敬称略）

| 賞 | 氏名（住所） | | 賞 | 氏名（住所） | |
|---|---|---|---|---|---|
| 推　薦 | 岡田泰之（刈谷市） | | 準特選 | 青山芳彦（名古屋市南区） | 斉藤紀生（安城市） |
| 特　選 | 中野英意（豊田市） | 斎藤和子（安城市） | | 杉山雅則（岡崎市） | |
| 入　選 | 小久江正博（西尾市） | 大口芳子（刈谷市） | 入　選 | 鈴木勝則（碧南市） | 生田偵子（知立市） |
| | 佐藤京子（知立市） | 服部孝子（蒲郡市） | | 菱木一光（知立市） | 杉浦幸雄（安城市） |
| | 大見恭三（豊田市） | 小林和夫（海部郡蟹江町） | | 渡辺治継（名古屋市緑区） | 大高安司（西尾市） |
| | 小阪井賢児（岐阜県各務原市） | 内藤和幸（安城市） | | 永井久芳（豊田市） | 阿形弘（岡崎市） |
| | 大口鈸夫（刈谷市） | 白倉正彦（豊川市） | | 鈴木教文（岐阜県多治見市） | 小伊豆忠（知立市） |

※問合せは知立市役所　TEL 0566－83－1111（代表）
FAX 0566－83－1141
E-mail : info@city.chiryu.lg.jp

## 生ごみ堆肥化事業補助金制度

環境課 ごみ減量係（内線217・218）

家庭から排出される生ごみの堆肥化とごみの減量化のため、市内の販売店で電動生ごみ処理機等を購入した場合、左表のとおり生ごみ堆肥化事業補助金制度があります。ぜひご活用ください。

▼申請書提出先
環境課　ごみ減量係

| | |
|---|---|
| 対　象 | 市内在住の人（市内の販売店で購入） |
| 補助対象 | ・電動生ごみ処理機　2分の1の補助（限度額20,000円）<br>1世帯1基まで（買替え5年）<br>・コンポスト容器　2分の1の補助（限度額3,000円）<br>1世帯1基まで（買替え3年）<br>・ぼかし専用容器　2分の1の補助（限度額1,500円）<br>1世帯2基まで（買替え3年）<br>※いずれも100円未満切捨てです。 |
| その他 | 申請は、交付申請書、補助金請求書および領収書（原本）を提出してください。（電動生ごみ処理機の交付申請には、領収書以外に保証書の写しも必要です。） |

# 第1号被保険者（65歳以上）の皆さんに介護保険料納入通知書を送付します

▶**問合せ**　長寿介護課　介護保険係（内線148）

保険料の納め方は、受け取る年金の種類と金額によって異なります。

老齢・退職・遺族・障害年金が
年額18万円以上の人 → **特別徴収**
年額18万円未満の人 → **普通徴収**

### 特別徴収の場合

年金から、保険料が天引きされます。

4・6・8月分は、仮徴収通知書、または前年度の介護保険料納入通知書でお知らせしましたが、7月中旬に1年間分（4月～来年3月分）の確定した保険料と年金から天引きされる額をお知らせします。

なお、今年の10月から特別徴収になる人は、4～9月分の保険料を納入書または口座振替で納めていただきます。

※年度途中で65歳になった人や知立市に転入してきた人は、年金からの天引きができないため、普通徴収になります。なお翌年度からは特別徴収になります。

### 普通徴収の場合

7月中旬に今年度分の納入書または口座振替通知書をお送りします。納期は7月～来年2月の毎月です。

**《普通徴収の人は口座振替が便利です》**

口座振替の申込みは、市内金融機関、郵便局または長寿介護課介護保険係へ。

※振替希望口座の通帳とその届け出印が必要です。

### ■介護保険料の決め方

**第1号被保険者**　65歳以上の人の保険料

保険料は所得金額によって分かれます

●65歳以上の人の保険料は、市町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された、「基準額」をもとに決まります。

知立市の基準額　**3,200円（月額）**

●「基準額」は所得段階区分の「第5段階」の額にあたります。
●その「基準額」をもとに、所得金額によって9段階の保険料に分かれます。

| | 所得段階区分 | 対象者 | 知立市の基準額×調整率 | 保険料（年額） |
|---|---|---|---|---|
| 本人非課税 | 第1段階 | 生活保護受給者の人、老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人 | 基準額×0.50 | 19,200円 |
| | 第2段階 | 本人および世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額（※1）と公的年金等の収入金額の合計が80万円以下の人 | 基準額×0.50 | 19,200円 |
| | 第3段階 | 本人および世帯全員が市民税非課税で、第2段階対象者以外の人 | 基準額×0.75 | 28,800円 |
| | 第4段階 | 本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者がいる人（公的年金等の収入金額＋合計所得金額が80万円以下） | 基準額×0.85 | 32,600円 |
| | 第5段階 | 本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者がいる人（公的年金等の収入金額＋合計所得金額が80万円超） | 基準額×1.00 | 38,400円 |
| 本人課税 | 第6段階 | 本人が市民税課税で合計所得金額が125万円未満の人 | 基準額×1.15 | 44,100円 |
| | 第7段階 | 本人が市民税課税で合計所得金額が125万円以上200万円未満の人 | 基準額×1.25 | 48,000円 |
| | 第8段階 | 本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上500万円未満の人 | 基準額×1.50 | 57,600円 |
| | 第9段階 | 本人が市民税課税で合計所得金額が500万円以上の人 | 基準額×1.65 | 63,300円 |

※1 **合計所得金額**　「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です。

## 知立市子ども読書活動推進計画を策定しました

図書館（☎(83)1131）

平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行されました。また、愛知県においても、平成16年3月に「愛知県子ども読書活動推進計画」を策定しています。

本市においても、読書環境の整備は地方公共団体の責務であるという法の理念に基づき、次世代を担う心豊かな子どもたちを育成するために、すべての子どもがあらゆる場において自主的に読書活動を行うことができる環境を整備することを目的として「知立市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

詳しくは、市ホームページで閲覧できます。

## 知立市保育行政審議会委員を募集します

子ども課 保育係（内線227）

市長の諮問をうけ、保育行政に関し必要な調査および審議をし、答申することを目的とします。

▼応募要件　市内保育所入所児童の保護者

▼募集人員　2人（応募者多数の場合は抽選）

▼応募方法　住所、氏名、年齢、電話番号を明記して郵送または子ども課へ直接ご応募ください。（様式自由）

▼応募締切　7月15日(金)必着

▼委員の任期　委嘱の日から調査・審議が終了したときまで。

※第1回審議を8月上旬に開催する予定です。

▼応募先　〒472―8666（住所不要）知立市役所　子ども課　保育係

## 知立市農業委員会委員一般選挙

市選挙管理委員会（総務課内　内線365）

任期満了に伴う一般選挙を行います。

▼告示日　7月3日(日)

▼選挙期日　7月10日(日)

▼選挙による委員定数　13人

▼立候補の届出・場所　告示日の午前8時30分～午後5時までに市役所3階第1会議室へ。

## MACHI箱

このコーナーは「まちづくり」に関する様々な情報をお知らせしています

### 池鯉鮒宿本陣由来の貴重な史料を寄贈いただきました

新編知立市史第一巻発刊記念として、先代から大切に受け継いできた県指定文化財『池鯉鮒宿本陣御宿帳』を野村尚次さん（内幸町）から寄贈いただきました。

知立市は江戸時代に宿場町として制定され、大名や公人・貴族などが利用する宿泊施設「本陣」が設けられました。その本陣の主が備忘録として綴った「宿帳」8冊は江戸時代の比較的初期の頃のまとまった記録で、この当時の本陣の記録は他宿にもあまり残っておらず、貴重なものとして県の有形民俗文化財として指定されています。

宿帳のほかに、雇われていた人たちの給与を記録した「給分帳」、大名家の手紙の配達についての記録「御状箱留帳」、高札（時代劇でお馴染みのお触書などを記した木札）、関札（本陣に宿泊する大名の名前が書かれた木札）、問屋場印（宿場での人馬継立ての役所の公印）も一緒に寄贈いただきました。

これらの貴重な資料は、歴史民俗資料館で保存・活用していきます。

▼問合せ　文化課　市史編さん係（☎(83)6789）

※問合せは知立市役所　TEL 0566－83－1111（代表）
FAX 0566－83－1141
E-mail : info@city.chiryu.lg.jp

# 後期高齢者医療保険料についてお知らせします

▼問合せ　国保医療課　医療係（内線151・152）

## 保険料のお知らせをお送りします

平成23年度後期高齢者医療保険料納入通知書を送付します。
7月中旬以降、
　特別徴収対象者⇒「後期高齢者医療保険料額決定通知書・保険料特別徴収開始通知書」
　普通徴収対象者⇒「後期高齢者医療保険料納入通知書兼領収書」が送付されます。

## 保険料の支払方法・納期

**○特別徴収**
年金からの天引きです。ただし、年金の額が年間18万円以下の人もしくは介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の2分の1を超える場合は天引きとはなりません。また、特別な事情により、年金天引きにならない人もいます。
・納期（4月1日～翌年3月31日分を6期で割ります。）

| 第1期 | 第2期 | 第3期 | 第4期 | 第5期 | 第6期 |
|---|---|---|---|---|---|
| 4月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 |

**○普通徴収**
年金からの天引きとならない人については、口座振替や納付書等で個別に納めていただきます。
（7月から9月までは普通徴収、10月からは特別徴収となる場合もあります）
・納期（4月1日～翌年3月31日分を8期で割ります。）

| 第1期 | 第2期 | 第3期 | 第4期 | 第5期 | 第6期 | 第7期 | 第8期 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 |

◎口座振替による納付の注意
・口座振替は、以前国民健康保険税の口座振替をされていても、改めて後期高齢者医療保険料の口座振替依頼書を提出しなければ口座振替されません。
・後期高齢者医療制度に加入後、半年間程度は納付書か口座振替（要依頼）により納めていただきます。原則、年金天引きが可能な人は、口座振替依頼書を提出されていても、年金天引きが優先されます。年金天引きによらず口座振替のみでの納付をご希望の場合は、市役所で「納付方法変更申出書」の提出をお願いします。

## 後期高齢者医療制度保険証の更新

**1. 新しい保険証を郵送します**
現在皆さんがお持ちの保険証（藤色）の有効期限は7月31日です。8月1日から使用していただく保険証（オレンジ色）を、7月中旬から下旬にかけて簡易書留郵便でお送りします。
※簡易書留郵便では受け取るときに押印または署名が必要となります。配達時に不在の場合は、郵便受けに案内が入りますので、郵便局に再配達の依頼をするか、直接受け取りに行っていただきます。

**2. 留置期間を超えた保険証は市役所に返還されます**
郵便局での留置期間（案内に記載されている期間）を超えると、保険証は国保医療課に返還されます。その場合は、国保医療課の窓口でお渡ししますので、現在お持ちの保険証・印鑑を持ってお越しください。

**3. 住民登録地と異なる場所へ保険証の郵送を希望する場合は**
住民登録地と異なる場所へ保険証の郵送を希望する場合は、国保医療課へ申請が必要です。（すでに『送付先変更申請書』を提出されている場合は、改めて申請する必要はありません。また、保険証は郵便局への転送届では転送されません。）
申請するときは、印鑑と本人確認のできるもの（保険証・年金手帳・運転免許証など）を持って7月1日（金）～8日（金）までに国保医療課へお越しください。

**4. 保険証の回収にご協力ください**
有効期限が過ぎた後期高齢者医療被保険者証は回収しますので、市役所にお越しの際に国保医療課にご返却いただくか、下記施設の回収箱に投函してください。回収箱に投函できない場合は、ハサミ等で切って使用できないようにして廃棄してください。
○回収箱のある施設（9月末まで）　市役所国保医療課、知立文化広場、福祉の里八ツ田（地域福祉センター）、福祉体育館、西丘文化センター、リリオ出張所、昭和児童センター、図書館、保健センター